

消防訓練について

防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、防火管理に係る消防計画を作成し、消防計画に基づき定期的に消防訓練を実施する義務があります。(消防法第8条)

※ 消防訓練を実施せず、防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる場合があります。(消防法第41条)

1 消防訓練の種別と実施回数

消防訓練の種別には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。
実施しなければならない訓練の種別と回数は、防火対象物の用途ごとに次の表のとおりになります。

訓練の種別	内容	訓練回数	
		※特定防火対象物	※非特定防火対象物
消火訓練	消火器及び屋内消火栓等の取扱い訓練	年2回以上	消防計画に定める回数
避難訓練	避難誘導及び避難器具の取扱い訓練		
通報訓練	消防機関に通報する訓練	消防計画に定める回数	

※特定防火対象物とは……………集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の人が利用する建物

※非特定防火対象物とは……………共同住宅、学校、図書館、神社、工場、倉庫、事務所、文化財等の特定の人が利用する建物

2 消防訓練の実施方法

- ① 消防計画に基づき、消防訓練の実施日時と訓練内容を決定しましょう。
- ② 特定防火対象物は、消防訓練の実施予定と実施結果について、管轄の消防署に報告する義務があります。(非特定防火対象物は不要です。) 報告する内容は、[消防訓練実施\(計画\)報告書](#)をご参照ください。
- ③ 消防訓練は防火管理者が中心となって実施してください。消防職員による消防訓練の指導を希望する場合は、管轄の消防署にご相談ください。

3 消防訓練に関するパンフレット

次のパンフレット(総務省消防庁)を参考に消防訓練を実施してください。

- ・[消火訓練\(消火器・屋内消火栓設備の操作要領\)](#)
- ・[通報訓練\(建物内への周知・119番通報要領\)](#)
- ・[避難訓練\(階段・通路による避難要領\)](#)
- ・[避難訓練\(避難器具を使用した避難要領\)](#)

